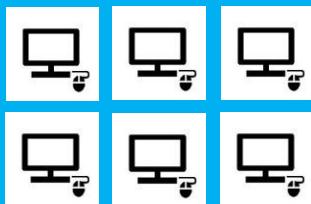


2025年版

リーダーズ  
Zoom  
定例会

第1回



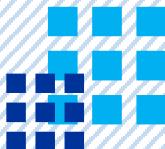
リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所  
Tatsumi legal institute

## 【第1回 Zoom定例会】

1 学習法	1
2 民法の復習	10
3 記述式の学習法	17



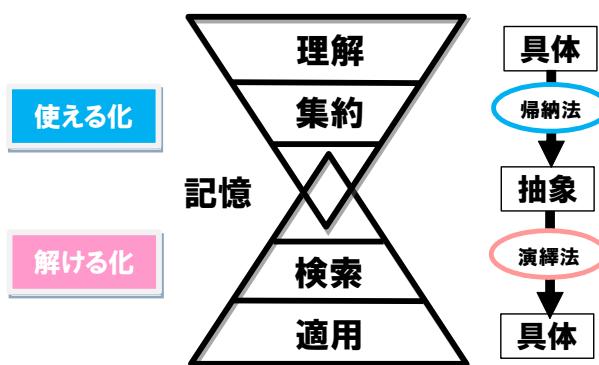
## 1

## 知識の使える化

## 1 総説

## (1) リーダーズ式☆5ステップ学習法

リーダーズ式☆5ステップ学習法とは、①理解→②集約→③記憶→④検索→⑤適用という5ステップで、資格試験の学習をしていく方法論をいう。



この5ステップ学習を行う前提として、各科目、本試験で出題される大問となる各テーマに、どのようなテーマがあるのかを意識しておく必要がある。

なお、記述式においては、テーマ名を書かせるテーマ未表示型の問題が中心になっているため、Aランクのテーマについては、しっかりとテーマ名を記憶しておく必要がある。

## (2) パレートの法則(80:20の法則)

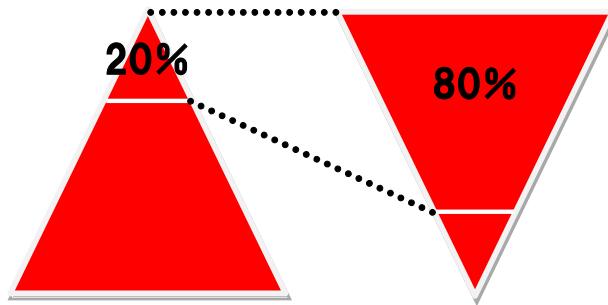
前述のように、本試験で出題される大問となる各テーマを分析してみると、本試験に毎年出題されているテーマ、2~3年おきに出題されているテーマ、10年おきくらいに出題されているテーマ、未出題のテーマなど、各テーマの本試験での頻出度というものがわかる。

	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
権利能力	○			○			○				○
制限行為能力		○				○					
意思表示	○	○		○			○	○			
代理			○			○					
時効		○			○				○		
無効・取消し										○	
条件・期限				○							
物権統論			◎	○							
不動産物権変動				○					○	○	
動産物権変動						○					
占有権							○				
相隣関係	○				○						
共有	○	○									
留置権		○				○					
先取特権			○								
質権				○							
抵当権・譲渡拒保	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○

	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
債務不履行		○	○						○	○	○
債権者代位権				○						○	
詐害行為取消権					○						
連帯債務						○				○	
保証	○										
債権譲渡・債務引受け	○						○				
弁済・相殺	○	○				○			○	○	
契約の解除										○	○
同時履行の抗弁権								○			
無償契約		○									
売買契約					○	○	○	○	○		
賃貸借契約						○	○	○	○	○	
委任契約							○				
請負契約								○			
不当利得									○		
不法行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

すべてのテーマについて、万遍なく学習していくのが理想ではあるが、可処分学習時間が少ない社会人の方には、そういう勉強は時間的にも難しい。そこで、本試験に頻出しているテーマから、ABCというように重要度のランク付けをして、日々の学習にも優先順位を付けていくことが必要となる。

ここで参考になるのが、パレートの法則である。パレートの法則とは、経済において、全体の数値の大部分は、全体を構成するうちの一部の要素が生み出しているという理論をいう。80:20の法則ともいう。

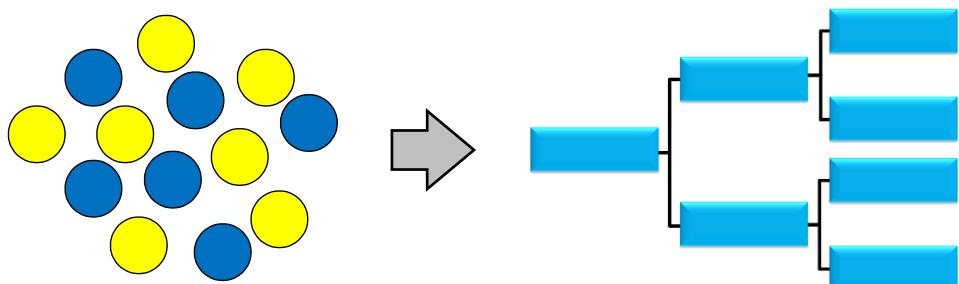


パレートの法則により、まずは、本試験でも頻出しているAランクのテーマについて優先的に学習を進めていくことで、行政書士試験の合格点である180点を取ることができる確率が上がっていいくはずである。

## 2 各論

### (1) 理解

資格試験の学習をする際に、まずは、各テーマの内容を理解することが必要である。民法の場合、本試験で問われるのは、条文と判例の知識であるから、各条文の制度趣旨、要件・効果、判例のロジックや結論を、1テーマずつ理解していくかなければならない。



この理解の段階で大切なことは、ひとつひとつの知識をバラバラに理解するのではなく、常に、全体→部分というように、体系的に理解していくことである。細かい知識は、時が経つにつれて、すぐに忘れてしまうが、体系的に理解した知識は、時が経っても忘れにくくなるはずである。

体系的に理解するためには、フレームワーク思考が役立つ。フレームワーク思考とは、物事を理解しやすく、また、説明しやすくするために、対象となる課題につき、全体の枠組みを使用して、その中で様々な事項・要素を考え出していくことをいう。

民法と行政法については、記述式があるので、民法と行政法のフレームワーク（全体構造）＝

地図をアタマの中に入れておいてほしい。

このように、理解の段階においても、記憶から逆算した体系的な理解が必要となる。

また、理解をする際には、テキストによるインプットと同時に、過去問等によるアウトプットも、早め早めに行っていくと、より効果的な理解につながるはずである。

テキストを読んだり、講義を視聴しただけでは理解しづらいところも、問題を検討することで、理解することができるようになる場合も多々あるので、是非、インプット→アウトプットクロスリファレンス学習法を取り入れた学習を進めてほしい。

また、テキストを読んだり、講義を視聴したりする場合も、1週目は、各科目のフレームワーク（全体）を掴む感じで、途中よくわからないところがあつても、そこで立ち止まらないで、なるべく早いうちに、1回転させることが重要である。

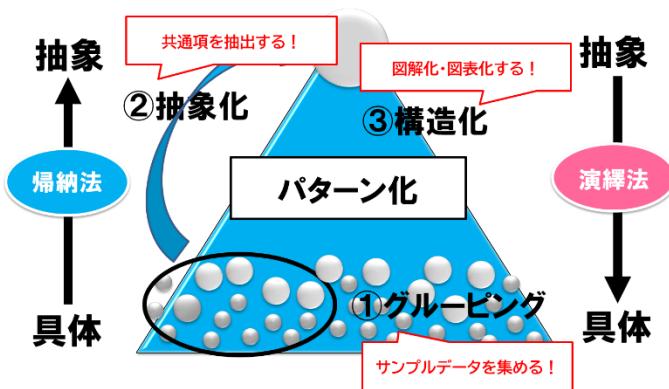
1週目で、全てを理解するのは無理であるし、1週目に、あまり時間をかけてしまうと、前に学習したことをどんどん忘れててしまうため、かえって効率が悪くなり、短期合格が難しくなってしまうからである。

## (2) 集約

資格試験の学習において、記憶すべき知識は膨大であり、そのすべてを記憶することは難しい。そこで、記憶量を減らして、知識の精度を高めていくために、知識を集約化していく必要がある。

資格試験においては、本試験でよく問われるテーマや内容というものが存在するため、その頻出テーマの出題のツボ（出題パターンと解法パターン）を掴むことが、どの資格試験においても、短期間で合格するための秘訣である。

その意味で、まずは、過去問で頻出している典型的パターン問題については、本試験で落とさないように、出題のツボ（出題パターンと解法パターン）をしっかりとアタマに入れておく必要がある。



出題のツボ（出題パターンと解法パターン）を掴むためには、過去問などの問題を、各テーマごとに、①グループピング→②抽象化→③構造化していく必要がある。抽象化とは、一見すると表面が違って見えるものの中に、共通点を発見することをいう。

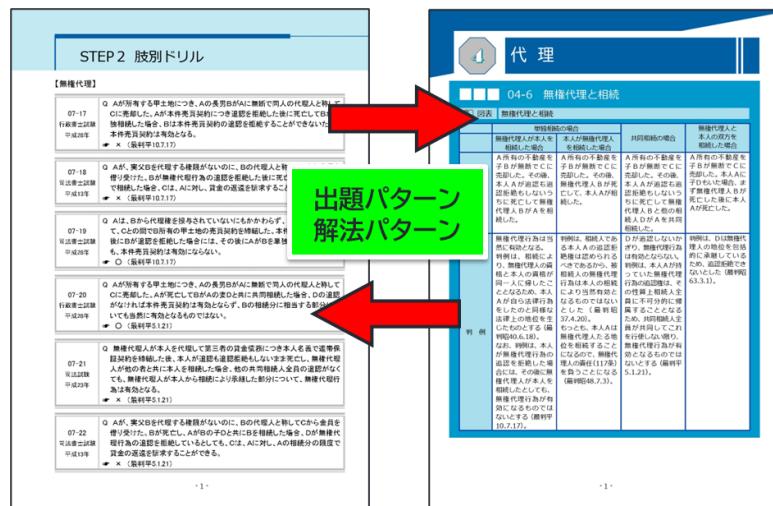
なお、過去問は、それを何回も繰り返し解いて、問題と解答を記憶していくためのツールではなく、①どのようなテーマから、②どのような内容の問題が、③どのような視点から出題されているのか、その出題のツボ（出題パターンと解法パターン）を掴むためのツールである。

前述したように、本試験で問われているのは、過去問そのものではなく、条文と判例の知識であることがわかれれば、過去問をただ何回も繰り返し解く必要性がないことは自ずとわかるはずである。

解法ナビゲーション講座では、約3,500肢の肢別ドリルと重要ポイントノートを使いながら、各テーマの出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を伝授していくので、その出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を、記憶用ツールである重要ポイントノートへしっかりとフィードバック(集約)しておいてほしい。

この出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を集約した重要ポイントノート又は総整理ノートが、直前期の記憶において役立つはずである。

同じような勉強をしていても、大きな差が付いてしまうのは、知識をひとつひとつバラバラなものとしてアタマに入れるか、それとも、全体→部分というように、出題のツボを体系的にアタマに入れていくのか、その差が大きいはずである。



### (3) 記憶

資格試験の学習においては、理解して集約した知識は、最後に記憶しておかなければならぬ。したがって、資格試験の学習においては、常に、①何を、②どのように記憶しておけば本試験で得点できるのかということを意識しておく必要がある。記憶から逆算した学習法である。

例えば、テキスト等に記載してある図表などでも、すべてを記憶する必要はなく、どこを、どのように記憶しておけば得点できるのかを、過去問などの分析によって把握しておけばよい。

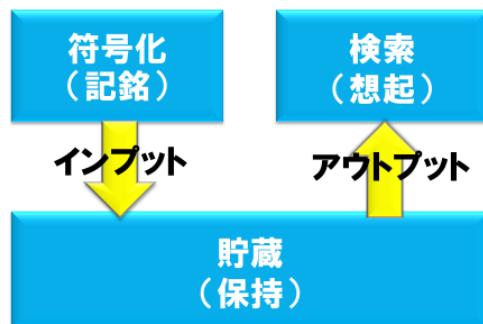
また、知識を数回見直しただけで記憶することができる人は、ほとんどいないので、本試験までに、集約化した知識が記載されているツールを、何回も、何十回も見直していく必要があるのは、当然である。

エビングハウスの忘却曲線で有名なエビングハウスの研究によれば、人は新しい情報を学習した直後に、1時間後には44%、1日後には26%、1週間後には23%、1か月後には、わずか21%の情報しか記憶に残らないとされている。

«エピングハウスの忘却曲線»

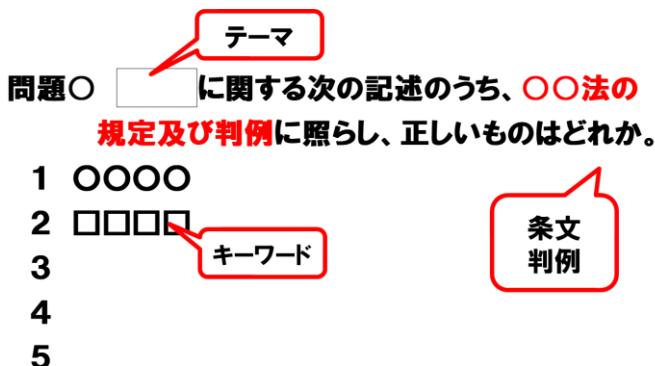


この曲線は、人間の記憶が反復なしでは非常に脆弱であることを示しているが、一方で繰り返し学習を行うことで、記憶の保持が改善されることも明らかにされているので、一定の間隔を空けた復習を取り入れる「間隔学習法」が効果的である。



## 1 総説

通常、本試験では、問題文に、「〇〇法の規定及び判例に照らして」と指示があるので、まず問題文中の「キーワード」を発見して、その問題を解くために必要な条文と判例の前提知識を「アタマ」の中から「検索」していく。次に、その「検索」した前提知識を、問題文の事例に「適用」(あてはめ)して、正誤の判断をしていく。

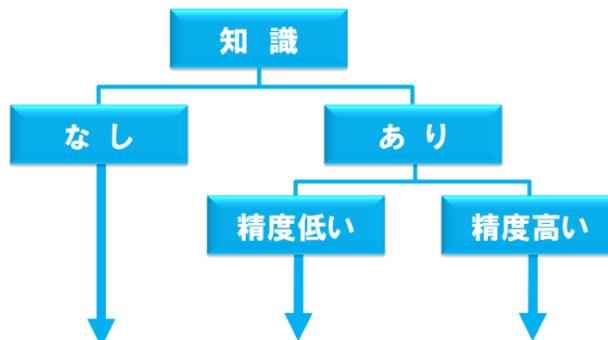


したがって、問題が解けないという場合、この前提知識の①「記憶」→②「検索」→③「適用」のどこかで躊躇していること(ボトルネックが存在すること)が、その要因として考えられる。

## 2 各論

### (1) 記憶

本試験(法令科目)では、主に、条文と判例の知識を問うため、本試験で問題が解けない最大の要因は、前提知識の「記憶」の段階にあると思われる。つまり、問題を解くために必要な前提知識が「ない」か、あるいは、前提知識が「ある」けれども、その精度が低いことが、試験で問題が解けない最大の要因である。



問題を解くために必要な前提知識が「ない」場合、知識を入れていけば、問題が解けるようになるはずである。もっとも、問題を解くために必要な前提知識が「ある」場合でも、その知識の精度が低ければ、問題を解くことができない。

知識の精度が「低い」というのは、知識の使える化(①理解→②集約→③記憶)でいうと、①「理解」が不十分である場合と、③「記憶」が不十分である場合を意味する。

「理解」が不十分である場合、前述のように、各条文の制度趣旨、要件・効果、判例のロジックや結論を、1テーマずつ理解していかなければならない。

この「理解」の段階で大切なことは、ひとつひとつの知識をバラバラに理解するのではなく、常に、全体→部分というように、体系的に理解していくことである。細かい知識は、時が経つにつれて、すぐに忘れてしまうが、体系的に理解した知識は、時が経っても忘れにくくなるはずである。このように、理解の段階においても、記憶から逆算した体系的な理解が必要となる。

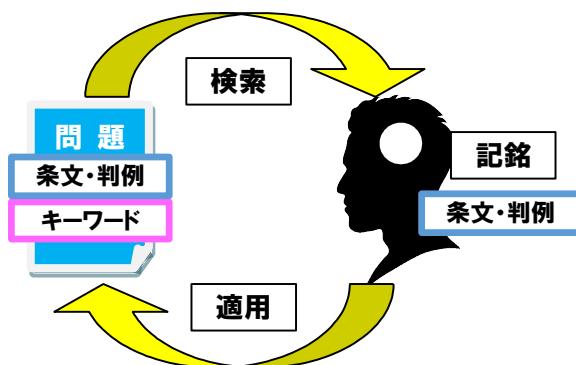
他方、「記憶」が不十分な場合の典型が、選択肢を二択まで絞れたにもかかわらず、間違っている方を選んでしまった場合である。

「記憶」が不十分な場合、日頃の学習の中で、記憶の作業の時間を十分に取っているかどうかが問題となる。また、資格試験の学習においては、常に、①何を、②どのように記憶しておけば本試験で得点できるのかということを意識しておく必要がある。

## (2) 検索

問題が解けるようになるためには、その問題を解くために必要な前提知識が「記憶」されていることが必要である。しかし、問題を解くために必要な前提知識が「記憶」されていたにもかかわらず、問題が解けない場合がしばしばある。例えば、あとで解答を見て、「ああ！あのことを書けば良かったのか！」というような場合である。

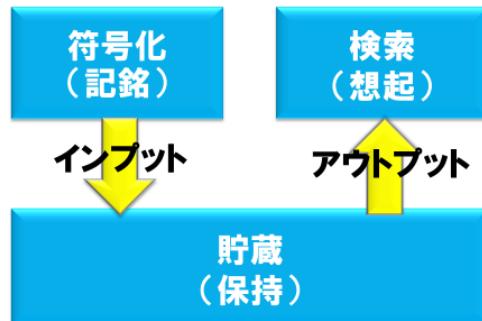
通常、問題を解くときには、各テーマごとに、問題文中の「キーワード」に反応して、その問題を解くために必要な前提知識を頭の中から「検索」していく。つまり、問題文中の「キーワード」というのは、その問題を解くために必要な前提知識を頭の中から「検索」する際のトリガー(引き金)となる重要なものである。



その意味では、問題文中の「キーワード」に気づくかどうかが、問題を解くうえでも、かなり重要な要因となってくる。

したがって、問題が解けるようになるためには、各テーマごと、問題文中の「キーワード」から前提知識を「検索」していく、いわゆる「検索」パターンを作成しておくのが効果的といえる。問題を解く時間が遅く、本試験でも時間が大幅に足りなくなる方は、この前提知識の「検索」が上手く出来ていないのが、ひとつの要因ではないかと思われる。

通常、受験業界では、問題を「解く」ことがアウトプットと云われているが、本当は、問題を「解く」こと自体が重要なではなく、その問題を解くのに必要な前提知識をスムーズに出力すること、すなわち、「検索」することができるかが重要なのである。

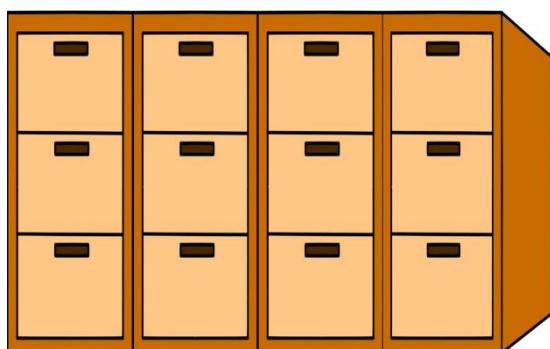


①符号化(記録)→②貯蔵(保持)→③検索(想起)という記憶のプロセスからもわかるように、前提知識を記憶する際にも、検索(想起)が重要となる。したがって、日頃の学習においても、問題文中的「キーワード」から前提知識を「検索」していく、いわゆる「検索」トレーニング=アクティブリコールを行っていくことは、前提知識を長期記憶に定着化させるためにも効果的な学習法といえる。

### (3) 適用

知識優位型の問題であれば、前提知識の①「記憶」と②「検索」がきちんと出来れば理論上は、解答を導けるはずである。これに対して、現場思考型の問題の場合、最後のステップである、③「適用」(あてはめ)が上手に出来ないため、解答を導くことができないケースが多く出てくる。

民法では、前提知識を事例に適用して解答を導いていく事例問題が多い。したがって、この「適用」(あてはめ)が上手に出来ないと、民法においては、得点していくことが難しくなる。「適用」(あてはめ)が上手に出来るようになるためには、ある程度、「適用」(あてはめ)のトレーニングが必要となるが、この「適用」(あてはめ)にも、一定のパターンがあるので、「適用」(あてはめ)のパターンを習得していくのが効果的である。



# 3

## 民法のテーマ

問題 民法で出題されている出題テーマ名を各分野、10個ずつ書きなさい。

### (1) 民法総則

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩

### (2) 物権

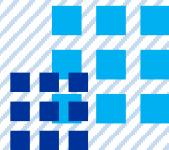
①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩

### (3) 債権総論

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩

### (4) 債権各論

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩



## 1

## 虚偽表示

## 1 意義

虚偽表示とは、相手方と通じてなした虚偽の意思表示のことをいう。

## 2 要件

- ① 表示上の効果意思と内心的効果意思が一致しないこと
- ② 表意者が自分でそのことを知っていること
- ③ 相手方と通謀すること

## 3 効果

虚偽表示による意思表示は、無効である(94条1項)。表意者も相手方も、それが真意ではないことを知っているため、その意思表示に法的な拘束力を認める必要性がないからである。

## 4 第三者保護

虚偽表示による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない(94条2項)。したがって、善意の第三者は、94条2項によって保護される。

「善意」とは、通謀虚偽表示であることを知らないことをいう。判例は、善意であればよく、無過失は不要とする(大判昭12.8.10)。

「第三者」とは、虚偽表示の当事者及びその包括承継人以外の者であって、虚偽表示に基づいて新たに独立した法律上の利害関係を有するに至った者をいう(大判大9.7.23)。なお、判例は、第三者として保護されるためには、登記は不要としている(最判昭44.5.27)。また、虚偽表示の相手方との間で右表示の目的につき直接取引関係に立った者のみならず、その者からの転得者もまた右条項にいう第三者にあたるとしている(最判昭45.7.24)。

「対抗できない」とは、当事者は善意の第三者に対して無効の主張ができるが、善意の第三者からは、有効無効いずれの主張もできることをいう。

一図表一 94条2項の「第三者」

第三者にあたる者	第三者にあたらない者
① 不動産の仮装譲受人からの譲受人（最判昭28.10.1）	① 債権の仮装譲受人から取立てのために債権を譲り受けた者（大判大9.10.18）。
② 不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者（大判大4.12.17）	② 土地の賃借人が借地上の建物を仮装譲渡した場合の土地賃貸人（最判昭38.11.28）
③ 仮装債権の譲受人（大判昭13.12.17）	③ 土地の仮装譲受人からその土地上の建物を賃借した者（最判昭57.6.8）
④ 虚偽表示の目的物に対して差押えをした仮装譲受人の債権者（最判昭48.6.28）	④ 一番抵当権が仮装で放棄された場合の二番抵当権者（大判明33.5.7）
⑤ 仮装譲受人が破産した場合の破産管財人（大判昭8.12.19）	⑤ 一般債権者（大判大9.7.23）

## 2

# 無権代理と相続

### 1 意義

無権代理とは、代理人として行為する者に代理権がないことをいう。初めから代理権が全くない場合や、代理権の範囲を超えた行為をした場合がある。

### 2 効果

#### (1) 原則

無権代理行為の効果は、本人に帰属しない(99条、113条1項)。

#### (2) 例外

①本人の追認がある場合、②表見代理が成立する場合には、例外として、本人に効果帰属する。

### 3 本人が採りうる手段

#### (1) 追認

本人が無権代理行為を追認すれば、本人に効果が帰属する(113条1項)。無権代理行為であっても、本人にとって有利な場合もあるからである。追認は、別段の意思表示がない場合、契約の時に遡ってその効力を生じる(116条本文)。ただし、第三者の権利を害することはできない(116条ただし書)。

なお、追認は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することはできない。もつとも、相手方が追認のあったことを知ったときは、対抗することができる(113条2項)。

#### (2) 追認拒絶

本人が追認を拒絶すれば、無権代理行為は本人に効果帰属しない。

### 4 相手方が採りうる手段

#### (1) 催告権

本人が追認するか否かの態度を示していない場合、相手方は不安定な地位に置かれることになる。そこで、相手方は、本人に対し、相当期間を定めて追認するか否かを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人が確答しない場合には、追認を拒絶したものとみなされる(114条)。

#### (2) 取消権

善意の相手方は、本人が追認しない間、無権代理行為を取り消すことができる(115条)。

#### (3) 表見代理の主張

#### (4) 無権代理人への責任追及

##### ア 意義

無権代理人の責任は、相手方の保護と代理制度の信用保持のために法律が特別に定めた無過失責任である。

##### イ 要件(117条)

- ① 他人の代理人として契約をしたこと
- ② 代理人が自己の代理権を証明することができないこと

③ 本人の追認がないこと

④ 免責事由

i 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき

ii 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によつて知らなかつたとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が、自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。

iii 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき

#### ウ 効果

相手方の選択により、履行または損害賠償の責任を負う(117条1項)。なお、このときの損害賠償の内容は、履行利益である。

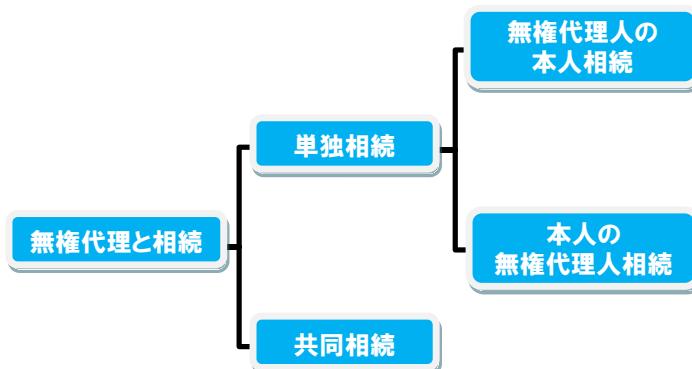
#### 判例（最判昭62.7.7）

表見代理が成立する場合であつても、相手方は、無権代理人の責任を追及することができ、無権代理人は、表見代理の成立要件を主張立証して、自己の責任を免れることは許されない。

## 5 無権代理と相続

無権代理と相続とは、無権代理行為がなされた場合に、その後、本人が死亡して無権代理人が本人を相続した場合、また、無権代理人が死亡して本人が無権代理人の地位を引き継いだ場合、無権代理行為がどうなるのかの問題をいう。

### 一図解一 無権代理と相続



一図表一 無権代理と相続

	単独相続の場合		共同相続の場合	無権代理人と本人の双方を相続した場合
	無権代理人が本人を相続した場合	本人が無権代理人を相続した場合		
事例	A所有の不動産を子Bが無断でCに売却した。その後、本人Aが追認も追認拒絶もしないうちに死亡して無権代理人BがAを相続した。	A所有の不動産を子Bが無断でCに売却した。その後、無権代理人Bが死亡して、本人Aが相続した。	A所有の不動産を子Bが無断でCに売却した。その後、本人Aが追認も追認拒絶もしないうちに死亡して無権代理人Bと他の相続人DがAを共同相続した。	A所有の不動産を子Bが無断でCに売却した。本人Aに子Dもいた場合、まず無権代理人Bが死亡した後に本人Aが死亡した。
判例	無権代理行為は当然に有効となる。 判例は、無権代理人が本人を相続した場合においては、自らした無権代理行為につき本人の資格において追認を拒絶する余地を認めるのは信義則に反するから、右無権代理行為は相続と共に当然有効となるとしている（最判昭40.6.18）。（※）	判例は、相続人である本人Aの追認拒絶権は認められるべきであるから、被相続人の無権代理行為は本人の相続により当然有効となるものではないとした（最判昭37.4.20）。 もっとも、本人Aは無権代理人たる地位を相続することになるので、無権代理人の責任（117条）を負うことになる（最判昭48.7.3）。	Dが追認しないかぎり、無権代理行為は有効とならない。 判例は、本人Aが持っていた無権代理行為の追認権は、その性質上相続人全員に不可分的に帰属することとなるため、共同相続人全員が共同してこれを行使しない限り、無権代理行為が有効となるものではないとする（最判平5.1.21）。	判例は、Dは無権代理人の地位を包括的に承継しているため、追認拒絶できないとした（最判昭63.3.1）。

※ なお、判例は、本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後に無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為が有効になるものではないとする（最判平10.7.17）。

# 3

## 時効の援用

### 1 意義

時効の援用とは、時効の利益を受けることができる者が、実際に時効の利益を受ける意思表示のことをいう。時効が完成した場合に、その利益を享受するか否かの本人の意思を尊重するため設けられている。

### 2 時効の完成と時効の援用

民法では時効の完成によって、権利を取得または権利が消滅する(162条、166条)。

もっとも、判例は、民法が145条で時効の援用を求めていることから、時効の完成によって権利の得喪は当然には起こらず、時効の援用によってはじめて権利の得喪が生じるとする(停止条件説最判昭61.3.17)。

### 3 時効の援用権者

#### (1) 一般的基準

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない(145条)。

判例は、「当事者」とは、時効により直接利益を受ける者及びその承継人をいうと解している(大判明43.1.25)。

#### (2) 消滅時効の援用権者

消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない(民法145条かつこ書)。

一図表一 援用権者

援用が肯定される者	援用が否定される者
① 保証人 (145条かつこ書)	① 一般債権者
② 連帯保証人 (145条かつこ書)	② 表見相続人からの譲受人 (相続回復請求権の消滅時効について)
③ 物上保証人 (145条かつこ書)	③ 借地上の建物の賃借人 (賃貸人の敷地所有権の取得時効について) (最判昭44.7.15)
④ 抵当不動産の第三取得者 (145条かつこ書)	④ 後順位抵当権者 (先順位抵当権者の被担保債権の消滅時効の援用) (最判平11.10.21)
⑤ 売買予約の仮登記のなされている不動産の第三取得者 (最判平4.3.19)	
⑥ 被保全債権の消滅時効について詐害行為の受益者 (最判平10.6.22)	

### 判例

(最判平 10.6.22)

民法 145 条所定の当事者として消滅時効を援用し得る者は、権利の消滅により直接利益を受ける者に限定されるところ、詐害行為の受益者は、詐害行為取消権行使の直接の相手方とされている上、これが行使されると債権者との間で詐害行為が取り消され、同行為によって得ていた利益を失う関係があり、その反面、詐害行為取消権を行使する債権者の債権が消滅すれば右の利益喪失を免れることができる地位にあるから、右債権者の債権の消滅によって直接利益を受ける者に当たり、右債権について消滅時効を援用することができるものと解するのが相当である。

# 4

## 即時取得

### 1 意義

即時取得とは、動産の占有者を真の権利者と信じて取引に入った者に動産の所有権を取得させる制度をいう(192条)。

### 2 趣旨

178条の「引渡し」の中には、現実の引渡しの他に、観念的な引渡しも含まれるため、公示方法として不十分である。そこで、民法は、動産取引の安全を図るために、192条の即時取得の制度を設けている。これは、動産に公信の原則を認めていることの表れである。

### 3 要件

#### ① 動産であること

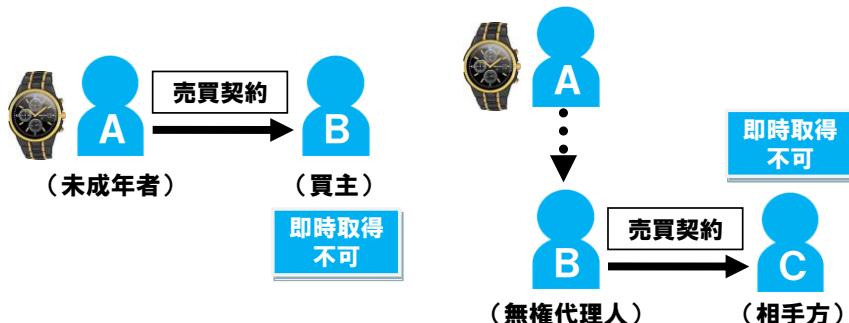
即時取得は、動産取引の安全を図るために制度であるため、取引の対象は、動産である。動産であっても、自動車等のように他に公示方法が存在する場合には、192条の適用はない(最判昭62.4.24)。ただし、未登録の自動車は、即時取得の対象となる(最判昭45.12.4)。

#### ② 有効な取引行為

即時取得は、動産取引の安全を図るために制度であるため、売買、贈与、代物弁済、弁済、強制競売などの取引行為によって、占有を承継しなければならない。したがって、取引以外の取得方法は保護の対象とならない。

取引行為に当たらないものとして、相続によって取得した場合、他人の物を自己の物と誤信して取得した場合、山林の立木を伐採した場合(大判大4.5.20)等がある。

### 一図解一 有効な取引行為



また、即時取得が成立するためには、取引行為自体が有効に成立していかなければならないから、取引行為が、制限行為能力者や無権代理人の処分などにより、取消しまたは無効となる場合には、即時取得の対象とはならない。この場合、それぞれの制度(制限行為能力者制度、表見代理制度)の適用によって処理される。

#### ③ 前主が無権利者であり、動産を占有していたこと

目的物を占有している前主が、目的物に対する処分権限を有していないことが必要である。たとえば、前主が、賃借人や受寄者などの場合である。

#### ④ 前主が無権利であることにつき、平穏、公然、善意無過失

前主が無権利であることにつき、善意無過失であることが必要である。平穏、公然、善意は186条1項により推定される。また、無過失は188条により推定される。なお、無過失が推定されるのは、即時取得の場合のみで、時効取得の場合には、推定されない。

この場合は、即時取得の成立を否定する者(真の権利者等)が占有取得者に過失があったことについて主張立証すべきである(最判昭41.6.9.)。

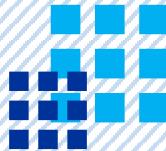
この善意無過失は、占有開始時において判断される。したがって、その後、悪意となつても、善意・無過失の要件は満たすことになる。

#### ⑤ 占有を始めたこと

占有には、現実の引渡し、簡易の引渡し、指図による占有移転(最判昭57.9.7)は認められているが、占有改定は認められていない(最判昭35.2.11)。即時取得には占有状態に変動があることが必要であるが、占有改定では外観上、物の移転が生じないからである。

### 4 効果

動産上の権利(所有権、質権、譲渡担保権、動産先取特権)を原始取得する。



## 1

## はじめに

## 1 記述式の配点

記述式は、300点中、配点が60点というように、全体の2割を占める。行政法は、112点中20点(約18%)であるが、民法は、76点中40点(約53%)というように、択一式よりも、記述式の方が配点が高くなっている。したがって、民法については、記述式を意識した学習を早いうちから始めていくのが得策といえる。

	択一式	記述式	多肢選択式	合計
行政法	/76	/20	/16	/112
民 法	/36	/40	/	/76
基礎知識	一般知識		/	
	諸法令			/56
	情報		/	
	文章理解		/	
	憲 法	/20	/8	/28
	商 法	/20	/	/20
	基礎法学	/8	/	/8

## 2 記述式対策の時期

また、行政書士試験の場合、毎年、記述式次第という人が多いように、記述式を除いた得点が150点前後のボーダーラインの場合、記述式の出来不出来が合否に大きな影響を及ぼすため、記述式対策は、早め早めに始めた方が、合格により近づくといえる。

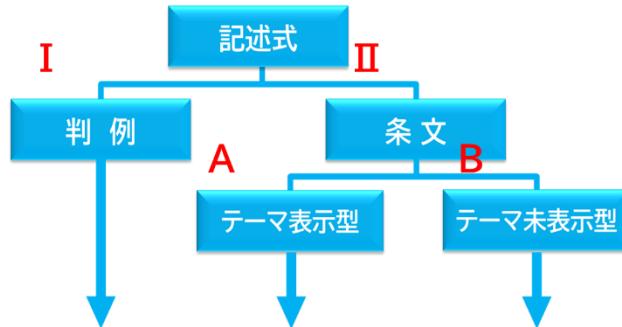
そこで、記述式対策を早め早めに始める前に、まずは、記述式では、どのようなことが問われているのか、その出題傾向をしっかりと掴むことが大切である。

## 2

# 記述式の傾向と対策

### 1 記述式の出題

記述式の出題は、大きく、判例の理由付けを問う判例系（I）と、条文の知識を問う条文系（II）の2つに分類することができる。



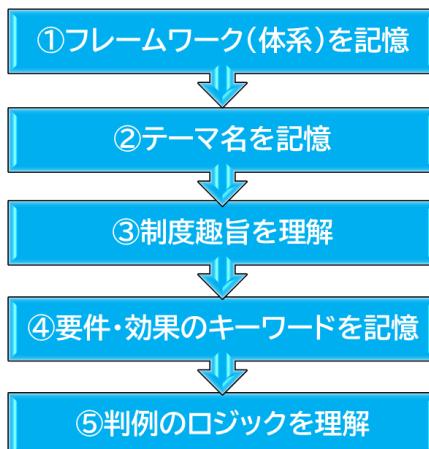
### 2 判例系

判例系（I）では、民法は、令和2年の問題45や令和4年の問題45、行政法は、令和6年の問題44のように、判例の結論ではなく、その結論を導く理由付けを聞いているため、日頃の勉強においても、判例の結論だけでなく、どうしてそのような結論になるのか、その理由付けなど判例のロジックを理解しておくことが重要になる。

日頃の勉強においても、少し長めの判旨が引用されたテキストや判例集などを使って、判例のロジックを理解する学習をしていくことが、そのまま記述式対策になる。

### 3 条文系

他方、条文系（II）は、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれているテーマ表示型（A）と、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれていないテーマ未表示型（B）の問題がある。



# 3

## テーマ表示型とテーマ未表示型

### 1 テーマ表示型

民法のテーマ表示型（A）の問題については、条文の要件・効果のキーワードを書かせる問題が中心となっている。重要なテーマの要件・効果については、そのキーワードをしっかりと書けるレベルまで、記憶しておくことが必要となる。

	出題テーマ	出題形式	テーマ
29	問題45 譲渡禁止特約	要件・判例趣旨型	表示型
	問題46 民法724条	要件型	表示型
30	問題45 制限行為能力制度	要件・請求権型	表示型
	問題46 贈与契約の撤回	要件・請求権型	表示型
1	問題45 共有物の管理・変更	要件型	表示型
	問題46 第三者のためにする契約	要件型	未表示型
2	問題45 第三者詐欺	要件型	未表示型
	問題46 背信的悪意者	判例趣旨型	表示型
3	問題45 譲渡制限特約	要件型	表示型
	問題46 土地工作物責任	請求権型	表示型
4	問題45 無権代理と相続	判例趣旨型	表示型
	問題46 債権者代位権の転用	請求権型	未表示型
5	問題45 抵当権に基づく物上代位	要件・請求権型	未表示型
	問題46 請負の契約不適合責任	請求権型	未表示型
6	問題45 動産先取特權	請求権型	未表示型
	問題46 登記請求権の代位行使	請求権型	未表示型

### 2 テーマ未表示型

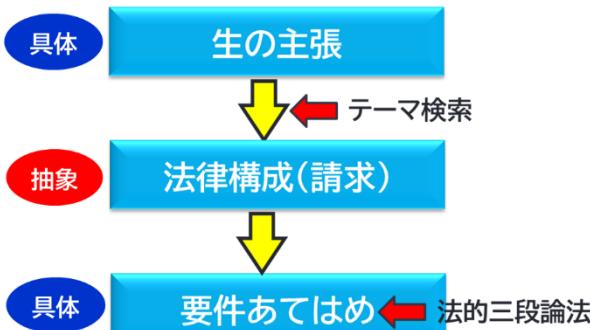
他方、テーマ未表示型（B）の問題については、何のテーマの問題なのか、そのテーマ名を書く必要があるため、テーマ表示型の問題に比べると難易度は高くなる。

本試験において、解答とは全く違うテーマ名を書いてしまったり、何のテーマの話なのか全く分からず、白紙答案となっている人が多いのも、このテーマ未表示型の問題である。

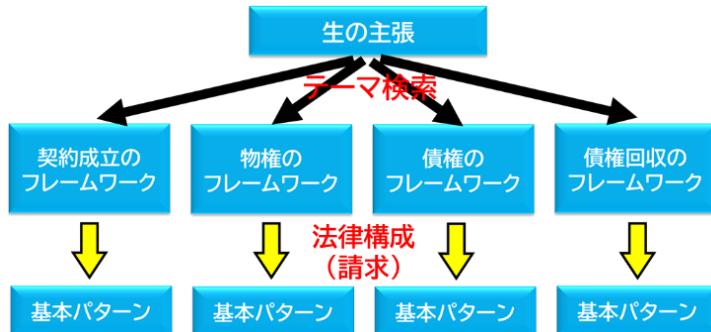
テーマ未表示型（B）の問題の対策としては、択一式の過去問を、単に、○×で何回も繰り返し解くだけの学習ではなく、民法の全体構造を掴む体系的理解が重要になってきます。

また、本試験では、具体的な事例から抽象的な条文のテーマ名を書かせる具体→抽象型の問題が中心になっているので、日頃の学習においても、少し長めの事例を使ったテーマ検索のトレーニングをしていくと効果的である。

その意味で、日頃の学習において、思考のフレームワークを使ったアタマの使い方（問題の解き方）を習得しておくと効果的である。



記述式マスター総合講座及びリーダーズゼミ10期生において、問題を解く際の思考のフレームワークと、4つのフレームワークと基本パターンを使った、民法の記述式対策を行っていく。



# 4

## 問題演習

**問題** Aは、平成26年10月10日、金銭消費貸借契約に基づき、Bに対して1,000万円を貸し付け、Cがその連帯保証人になった。Bは、多額の債務を負担していたところ、Aを害することを知りながら、Dに対して、B所有の甲不動産につき贈与契約を締結し、Dへの所有権移転登記を経由した。その後、令和7年3月10日、Aは、この贈与が詐害行為に当たるとして、その取消しと甲不動産の所有権移転登記の抹消を求めて訴えを提起した。このような場合、Dは、AのBに対する1,000万円の貸金債権につき、①どのような者に当たるとの理由で、②どのような主張をすれば、Aからの請求を拒むことができるか。「Dは、AのBに対する1,000万円の貸金債権につき、」に続け、民法の規定および判例に照らし、40字程度で記述しなさい。なお、「Dは、AのBに対する1,000万円の貸金債権につき、」は、40字程度には数えない。

«ステップ1» 生の主張

«ステップ2» テーマ検索

«ステップ3» 法律構成(請求)

«ステップ4» 要件あてはめ

## 【民法☆解法ナビゲーション講義 出題テーマ】

問 題	分 野	テ マ	ペ ージ
1	総 則	権利能力なき社団	3
2	総 則	失踪宣告	9
3	総 則	制限行為能力	15
4	総 則	虚偽表示	23
5	総 則	錯 誤	31
6	総 則	代 理	39
7	総 則	無権代理	45
8	総 則	時 効	53
9	物 権	物権的請求権	61
10	物 権	177 条の第三者	69
11	物 権	不動産物権変動と登記①	75
12	物 権	不動産物権変動と登記②	83
13	物 権	即時取得	89
14	物 権	混 同	97
15	物 権	占有権	101
16	物 権	共 有	109
17	物 権	地上権	117
18	物 権	相隣関係と地役権	123
19	担保物権	留置権	129
20	担保物権	質 権	137
21	担保物権	先取特権	143
22	担保物権	抵当権の効力	151
23	担保物権	物上代位	157
24	担保物権	法定地上権	163
25	担保物権	根抵当権	171
26	担保物権	譲渡担保	179
27	債権総論	債務不履行	187
28	債権総論	債権者代位権	195
29	債権総論	詐害行為取消権	203
30	債権総論	連帯債務	211
31	債権総論	保 証	219
32	債権総論	債権譲渡	227
33	債権総論	債務引受	233
34	債権総論	弁 済	237
35	債権総論	相 殺	243
36	債権各論	契約の成立	249
37	債権各論	第三者のためにする契約	255
38	債権各論	同時履行の抗弁権	261
39	債権各論	契約の解除	267
40	債権各論	贈与契約	275
41	債権各論	契約不適合責任	281
42	債権各論	賃貸借契約①	287
43	債権各論	賃貸借契約②	293
44	債権各論	委任契約	299
45	債権各論	事務管理	305
46	債権各論	不当利得	311
47	債権各論	不法行為①	317
48	債権各論	不法行為②	325
49	親 族	婚姻・離婚	333
50	親 族	嫡出子・非嫡出子	339
51	親 族	養子縁組	345
52	親 族	利益相反行為	349
53	相 続	相続①	353
54	相 続	相続②	359
55	相 続	相続③	365

# リーダーズゼミ10期生

辰巳・東京本校 LIVE/ オンライン LIVE (Zoom)

- ① 双方向による事例問題の解き方・アプローチ法を伝授!
- ② リーダーズ式☆総整理ノートによる記憶の選択と集中
- ③ 合格後の開業に向けた人脈づくりの「場」



リーダーズ総合研究所  
山田齊明講師

リーダーズゼミ説明会

YouTube にて配信予定 (約 20 分) 担当: 山田齊明 講師

● プレゼミ (無料)

大阪LIVE  
オンラインLIVE 4/6 (日)

● 東京LIVE&オンラインLIVE

4/20 (日)

講座仕様

時間

全 7 回・35 時間

教材

- ① 2025 年版リーダーズ式☆  
パーフェクト過去問集  
民法・行政法 (無料配付)



- ② 2025 年版  
リーダーズ式☆総整理ノート  
民法・行政法 (無料配付)



- ③ 総復習ノート (無料配付)

- ④ 事例集 (各自購入)

民法: 民法演習サブノート 210 問  
第 2 版 (弘文堂)  
行政法: 行政法演習サブノート  
210 問 (弘文堂)

- ⑤ 六法 (各自持参)

## 記述式 (事例問題) に強くなる!

### ① 双方向による事例問題の解き方・アプローチ法を伝授!

学習経験者のやるべき学習は、今まで学習した知識を、本試験の現場で使えるように集約していくことです (知識の「使える化」)。もっとも、民法の事例問題や記述式の問題がなかなか解けるようにならざるに、受験回数を重ねている方が多いのではないでしょうか。そこで、リーダーズゼミでは、事例問題を検討しながら、記述式も含めた事例問題の解き方やアプローチの仕方などを、講師とゼミ生との双方向形式で伝習していきます。

### ② リーダーズ式☆総整理ノートによる記憶の選択と集中

リーダーズゼミでは、出題予想の視点から、知識を集約化し、記憶すべき知識を明確にしていきますので、ゼミ生の皆さん、ゼミの中で学習したことと、リーダーズ式☆総整理ノートに集約し、記憶することで、得点を大きく伸ばすことができます。リーダーズ式☆総整理ノートは、基本書フレームワーク講座、上級ファンダメンタル講座でも使用していきますので、同講座の受講生の方は、講座の復習としても活用してみてください。

### ③ 合格後の開業に向けた人脈づくりの「場」

「行政書士試験に合格したけれど、どうやって開業していいのかよくわからない」という声を合格者の方からよく聞きます。リーダーズゼミでは、毎年、合格後開業予定の方が多く受講されていますので、ゼミの中で、合格後の人脈作りをすることで、行政書士としての開業をスムーズに行うことができます。これまで多くの合格者及び実務家を輩出しているリーダーズゼミで勉強してみたい方のご参加をお待ちしております。



## リーダーズゼミ受講者の声

## ①受講目的

受講の目的は記述得点を上げるためにでした。前年度記述が4点と振るわなかつた私が、合格するためにやるべきことは、記述点数をいかにしてアップするか?が課題でした。以前から山田先生のゼミも受講したいと思っておりましたが、遠方で対面授業は難しいと断念していたところ、Zoomでの参加が可能ということで受講させていただきました。

## ②ゼミを受講してよかったです

**Zoomゼミなので、最初は教室授業とは感覚が違う?のではと、不安も実はありました。しかし、先生の質問に対し受け答えるのは教室講義と一緒に。少人数ですので自分の順番もあつという間に来ます。ゼミの一週間以上前に先生から範囲を指定していただいて予習するよう課題があります。そのため、一度教わった箇所を再度みるので、復習にもなりとても良かったです。またゼミの最初には、毎回小テストがあり、その範囲も事前に指示されますので、テストを受ける時は満点を常に目指していました。図表問題も出題されたので、早めに覚えられ、とても良かったです。**

## ③ゼミを受講して全体の感想

民法→民法演習サブノート210問(注:2021年教材)。行政法→基礎演習行政法を使用。こちらの教材で、事前に問題を解きゼミで山田先生からの説明を受けました。また違う角度でも説明いただきますので、より法律知識が深まっていき、さらに先生の図解のおかげで、ぱらぱらな知識がまとまっていく感じでした。**山田先生は勉強法についても、詳しく教えてください。私は今まで間違った勉強をしていて合格できなかったのもあるので、ゼミで勉強法を聞くこともでき良かったです。ゼミでは、参加者の方の能力や勉強の進み具合も知ることができ、この点においても自分のモチベーションアップにつながるものでしたので受講してよかったです。**



2021年度行政書士試験合格者 鈴木 香さん

## ●スケジュール

※プレゼミでは記述式と択一式の問題を使いながら、改正民法の重要テーマについてパターン化して整理していきます。

回数	科目	日時	
	プレゼミ (無料)	4/6(日)	14:00-16:30
1	民法	4/20(日)	11:00-17:00
2		5/18(日)	11:00-17:00
3		6/8(日)	11:00-17:00
4		6/29(日)	11:00-17:00
5	行政法	7/20(日)	11:00-17:00
6		8/17(日)	11:00-17:00
7		8/31(日)	11:00-17:00

**無料** プレゼミは大阪本校 LIVE で実施!【定員制】  
事前にお申込みが必要です。

## プレゼミ【無料】の申込方法

下記の申込フォームにアクセスしてください、メールアドレスほかの必要事項をご登録ください。折り返し、プレゼミを実施するZoomのURLが記載されたメールが自動で返信されます。  
<https://x.gd/0mpJ>



## ●定員 20名 (東京 LIVE5名+オンラインLIVE15名)

※ 4/15(火) の時点でお申込みが最も多くなった場合はゼミを実施しないことがあります。予めご了承下さい。

## ●受講料 (税込)

	受講料			
	東京本校通学LIVE		オンラインLIVE (Zoom)	
	講座コード	辰巳価格	講座コード	辰巳価格
一般受講価格	G5001H	¥97,000	G5001T	¥97,000
2025年向け本科生割引	G5002H	¥87,000	G5002T	¥87,000

## リーダーズゼミ / 申込方法

リーダーズゼミ 10期生は定員制のため、WEBでのお申込みのみとなります。下記からお申込みください。  
<https://x.gd/SJgZb>



## 2025年向け本科生割引

※ 2025年向けの基本書フレームワーク講座本科生(本科生+プラス含む)、上級ファンダメンタル講座本科生(本科生+プラス含む)、プレミア☆  
合格スタンダード講座本科生、合格スタンダード講座本科生

なお、テキストは、各講座で配付しているものをご使用ください。

※上記の割引対象者には割引相当額のクーポン券を送付いたします。お申込みまでに届いていない方は下記までお問い合わせください。

gy-info@tatsumi.co.jp

対象 学習経験者

# GW 特訓 1 Day ☆ゼミ

短期集中  
1日完結

東京 LIVE & オンライン同時中継 [Zoom]  
大阪 LIVE

## フレームワークで整理する民法

東京&大阪  
LIVE



●東京LIVE&オンライン同時中継

4/29 (火・祝)

●大阪LIVE

5/5 (月・祝)

各日 10:00 ~ 17:00

※途中1時間休憩

### 講座仕様

#### 時間

全1回・6時間

#### 教材

オリジナルレジュメ（無料配付）

#### 講師



リーダーズ総合研究所主任講師  
山田 齊明講師

#### ●定員

東京 LIVE10名 + Zoom10名  
大阪 LIVE10名

※ゼミ実施日1週間前の時点で最  
小催行人数（6名）に満たない場  
合はゼミを実施しない場合があ  
ります。予めご了承ください。

#### 受講料（税込）

1Day☆ゼミ	受講料
講度コード	辰巳価格
一般受講価格	G5030*
2025年向け本科生割引※	¥13,200
	G5031*
	¥11,900

講座コードの「」の部分に次のコードをあてはめてください。

通学東京はH/大阪本校はK/オンラインLIVE (Zoom) はT

#### 2025年向け本科生割引

※ 2025年向けの合格スタンダード講座本科生（本科生プラス）、基本書フレームワーク講座本科生（本科生プラス）、上級ファンダメンタル講座本科生（本科生プラス）、プレミア☆合格スタンダード講座本科生、速修☆合格スタンダード講座本科生。なお、テキストは、各講座で配付してい  
るものをご使用ください。

※上記の割引対象の方には割引相当額のクーポン券を送付いたします。お申込みまでに届いていない方は下記までお問い合わせください。

gy-info@tatsumi.co.jp

リーダーズ総合研究所では、少人数制のリーダーズゼミを開講していますが、時間的、場所的な要因によって、なかなか参加することができない、という声をいただい  
ております。

ゼミは、通常の講義とは異なり、講師と受講生との対話形式で行っていますので、  
自分の理解が不十分なところや知識が曖昧なところが見えてくる、とても有意義な学  
習の機会といえます。

そこで、GWに、通常のリーダーズゼミとは違う切り口から、1日完結の1dayゼ  
ミを、東京と大阪のライブで実施いたします。

今回のゼミでは、民法を横断的に整理することができる事例問題を使って、民法を  
体系的に、かつ、ロジカルに整理していきます。また、①生の主張→②法律構成→③  
要件あてはめの思考フレームワークと、モノ（物権）とカネ（債権）のフレームワー  
クを使っていきますので、この2つのフレームワークを修得して、民法で問題を解決  
する際の頭の使い方を、是非、マスターしてみてください！

#### «過去の参加者の声»

- ・民法の勉強法が見えてきたところが大変良かった。
- ・今までにない取り組みができるところが大変良かった。
- ・記述式対策の勉強の動機付けとしてインパクトがあった。
- ・レジュメは、解説のみならず、要点が記された補助レジュメも付けていただき理解の助けになった。
- ・モノとカネを一度に様々な事例からパターン化しており、問題の出し方が把握でき、併せて、知識の再確認にも役だった。
- ・とてもいい機会になりました。自分の知識がないのはどこで、ある知識が、大きなフレームのどこに位置づけられるのかを確認することができました。これを活かして、現場力を付けていけばと思  
います。
- ・本日のように、事案にどう取り組めばいいのかを学ぶようなものを期待します。
- ・明日から、またがんばる方向が見つかりました。ありがとうございました。

#### リーダーズゼミ / 申込方法

1Dayゼミは定員制のためWEBで  
のお申込みのみとなります。下記か  
らお申込みください。

<https://bit.ly/3Pz7rNY>



## リーダーズ総合研究所 10th ANNIVERSARY企画

対象 初学者 学習経験者



# BASICフォローアップゼミ

配点の高い民法と行政法の  
基礎知識 (= 超基本) を早期に固める

※ 5/6 (火) の時点で最少催行人数 (5名) に満たない場合はゼミを実施しない事があります。  
予めご了承ください。

●オンラインLIVE (Zoom)

5/11 (日)

●プレゼミ (無料) オンラインLIVE

4/27 (日) 13:00-14:00

- 直前期に突入するまでに基礎知識 (= 超基本) の定着を図る!
- 小テストや双方向ゼミで自己の弱点を発見し、リカバリー!
- 個別の質疑応答を活用し、早期に疑問や悩みを解消!



### 講座仕様

#### 時間

全8回 (民法・行政法)

全2部構成

・第1部：ゼミ／・第2部：個別の質疑応答

#### 教材

小テスト (各回事前配布)

オリジナルレジュメ

リーダーズ式☆総復習ノート

近年の行政書士試験では、特に記述式において以下のレベルの問題が出題されています。

- 物の引渡しの4つの類型とは?
- 契約不適合責任を主張する際の4つの権利とは?
- 行政事件訴訟の4つの訴訟類型とは?
- 取消訴訟における7つの訴訟要件とは?

これらについて正確に答えられますか? 記述式に限らず、どれも直前期まで頭にいれておくべき基礎知識 (= 超基本) です。本ゼミでは配点の高い民法・行政法について毎回の小テストやゼミ形式での質疑応答を通じて、まざとのような基礎知識が不足しているかを明確にします。早期に自己の弱点 (不足している基礎知識) を発見することで、直前に慌てることなく何をやるべきか学習方針を決める手がかりを得ることができます。

### スケジュール

回数	科目	日時	回数	科目	日時
1	民法	5/11(日) 14:00-17:00*	5	行政法	8/3(日) 14:00-17:00*
2		5/25(日) 14:00-17:00*	6		8/24(日) 14:00-17:00*
3		6/15(日) 14:00-17:00*	7		9/7(日) 14:00-17:00*
4		7/6(日) 14:00-17:00*	8		9/21(日) 14:00-17:00*

\*第1部：14:00-16:00 第2部：16:00-17:00

### 受講料 (税込)

BASICフォローアップゼミ	受講料	
	講座コード	辰巳信格
一般受講価格	G5083T	¥29,800
2025年向け本科生割引※	G5084T	¥28,300

### プレゼミ【無料】の申込方法

下記二次元バーコードよりアクセスして必要事項をご登録ください。  
折り返し、プレゼミのZoomURLをメールにて自動返信いたします。



<https://forms.gle/YRTqgh17AkusvwuA9>

### リーダーズゼミ / 申込方法

BASIC フォローアップゼミは定員制のため、WEBでのお申込みのみとなります。下記からお申込みください。  
<https://bit.ly/4iCj5El>



### ■ 2025年向け本科生割引

※割引対象者

2025年向けのプレミア☆合格スタンダード講座本科生、合格スタンダード講座本科生、基本書フレームワーク講座本科生 (本科生+プラス含む)、上級ファンダメンタル講座本科生 (本科生+プラス含む)、速習☆プリンター合格スタンダード講座本科生

※テキストは、各講座で配付しているものをご使用ください。

※上記の割引対象者には割引相当額のクーポン券を送付いたします。お申込みまでに届いていない方は右記までお問い合わせください。 [gy-info@tatsumi.co.jp](mailto:gy-info@tatsumi.co.jp)







Readers ⇒ Leaders

リーダーズ総合研究所

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）